

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(感染予防対策の徹底)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、令和2年7月2日に、東京都で2か月ぶりに100人を超えたことを受け、翌日の会見において国土交通大臣より「昨日の菅官房長官、西村担当大臣からの御発言と同様に、高い緊張感をもって警戒すべき状況であると認識しています。また、直ちに、再び緊急事態宣言を発出する状況にはないと考えているところです。そうした中で、国土交通省としましては、改めて、緊張感を持って、各事業者並びに利用者の皆さまに対しましても、感染予防対策を徹底していただくよう強く要請してまいりたいと考えております。」との発言がありました。

5月25日付けで非常事態宣言が解除されましたが、東京以外の各地域でも感染再拡大や、下水道事業従事者に罹患者が発生する可能性もあることから、引き続き緊張感をもって、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていただきますようお願いいたします。

また、令和2年3月30日付け事務連絡に記した「作業現場の状況に応じたマスク・保護めがねの着用」、「作業終了後の手洗いの徹底」、「作業終了後の器具等の洗浄」等を継続していただきますよう、本日、下水道企画課管理企画指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラです。万一、次なる流行が発生した場合においても、十分対応することができるよう、終末処理場の運転管理等の業務継続について、引き続き、対策に万全を期していただきますよう重ねてお願いいたします。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

(参考) 赤羽国土交通大臣発言 2020年7月3日 (関係部分抜粋)

以上